

長野市監査委員告示第14号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成26年6月27日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	小林義直
同	小林治晴

措置の通知書

平成 25 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p data-bbox="164 450 742 521">南長野運動公園野球場フェンス広告掲載料について (報告書 222 ページ)</p> <p data-bbox="164 562 742 667">【意見】 ア 可能な限り当該法人の実態調査を実施されたい。</p> <p data-bbox="164 707 742 931">広告代理店は、平成 22 年から 23 年において事実上の営業を停止していると思われる。その後、代表者の死亡等により法人自体の実態がないと判断したようであるが、反面、登記簿上では会社は存続しているとの考えも捨てきれていない。</p> <p data-bbox="164 936 742 1196">登記簿を確認したところ、監査役の定めがあり、監査役の権限は会計監査に限定されていないことから、業務監査も監査役の責任の範囲に含まれていることになる。従って、監査役に就いている人の特定をし、その監査役と接見することで、債権額の存在確認及び誓約書等の取り付けを検討されたい。</p> <p data-bbox="624 1236 735 1272">(体育課)</p>	<p data-bbox="770 602 1433 748">当該法人の実態調査については、平成 26 年 2 月 7 日に長野地方法務局へ登記簿附属書類の閲覧請求を行ったところ、閲覧を許可されなかったため監査役の特定には至らなかった。</p> <p data-bbox="770 752 1433 824">今後、当該法人の実態調査及び、監査役の特定について調査を継続する。</p> <p data-bbox="1305 828 1417 864">(体育課)</p>

措置の通知書

平成 25 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>南長野運動公園野球場フェンス広告掲載料 について (報告書 222 ページ)</p> <p>【意見】 イ 要領等の改定について検討されたい。</p> <p>本案件の反省を踏まえて、体育課では今後未収金の発生防止のため、掲載料金の一括前払いにより掲載を許可することに方針変更をした。この決定に伴い、今後は未収金が発生する可能性はかなり低くなると思われる。</p> <p>長野市が掲載しているホームページにおいて、「南長野運動公園野球場（長野オリンピックスタジアム）及び長野運動公園県営野球場の外野フェンスへの有料広告掲載について」として公開されている。そのホームページでは、趣旨、掲載期間、掲載基準、共通事項、南長野運動公園野球場（長野オリンピックスタジアム）、長野運動公園県営野球場、の順番で基本的事項を掲載している。特に南長野運動公園野球場の項目には、「南長野運動公園野球場広告掲載実施要領」が掲載されており、その要領においては、広告掲載料金についての定めが見当たらない。この要領をホームページにおいて公開している以上は、掲載料金の支払い方法等について要領の中に明記することが望ましいと思われる。また、この要領は平成 18 年当時のまま改定されていないので、要領の改定について検討されたい。</p> <p>(体育課)</p>	<p>要領等の改定については、当該要領は平成 18 年 2 月 1 日施行以降改定を行っていなかったが、掲載料金未収の再発防止のため、南長野運動公園総合運動場広告掲載実施要領及び長野県営野球場広告掲載実施要領を改定（平成 26 年 3 月 19 日）し、掲載料金の支払い方法等を明記することで改善を図った。</p> <p>(体育課)</p>

措置の通知書

平成 25 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>学校給食費（旧豊野町学校給食費）について （報告書 278 ページ）</p> <p>【意見】 ア 未納の状況に応じた債権管理を実施されたい。</p> <p>学校給食費の3世帯については、転居先不明等となっており、債権の回収の可能性が極めて低いと考えられる。訪問により転居先不明等の現況を確認した後も、文書により督促通知を送っているが、返送されないため転居先に転送されているものと考えられる。今後督促通知を続けても法的に時効の中断にはならないため、督促通知の効果は低いと考えられる。従って徴収停止の手続きにより債権管理をすることを検討されたい。</p> <p>1件については、口頭で支払う旨の回答を得ている。既に時効期間は過ぎているが、時効の援用はされていないので債務の確認及び分納の誓約書等により時効の中断及び回収を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（保健給食課）</p> <p>【意見】 イ 債権マニュアルを整備されたい。</p> <p>長野市では私会計として処理されており、旧豊野町の学校給食費のような債権の発生を予定していない。しかしながら、全ての債権（強制徴収債権、非強制徴収債権、私債権）を網羅する債権マニュアル等が整備されていないため、担当部所で判断し債権回収を行っている。長野市財務規則等で債権の管理方法は定められているが、長野市財務規則で定められた滞納整理簿兼滞納繰越簿、督促状、履行延期申請書、債権管理簿は利用されていない。</p> <p>担当者も数年で交代するので、担当者が債権管理を分かりやすく理解できる債権管理マニュアルの整備を検討されたい。</p>	<p>旧豊野町学校給食費の未納の状況に応じた債権管理の実施については、地方自治法施行令及び長野市財務規則により債権管理を図る。</p> <p style="text-align: right;">（保健給食課）</p> <p>旧豊野町学校給食費の債権マニュアルの整備については、旧豊野町学校給食費に限定されるため、長野市財務規則により書類等の整備を行った。</p> <p style="text-align: right;">（保健給食課）</p>